

議事要旨(8)企業会計基準適用指針公開草案第22号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」のコメントについて

冒頭、西川専門委員長より、当該適用指針は、平成19年3月期から早期適用したいという実務界のニーズ等を勸案し、次回の企業会計基準委員会において公表のための議決を行う予定である旨の説明がなされた。引き続き、秋葉統括研究員より、標記適用指針(案)に対するコメントの紹介と対応案についての説明がなされた。

コメントは10件であったが、当該コメントについて専門委員会で審議した結果、公開草案を修正する等、何らかの対応が必要ではないかとされた主なコメントとその対応案は以下のとおりである。

- ・ 開示対象特別目的会社に係る開示項目が限定的ではないこと、開示対象特別目的会社は子会社ではないため、必要な情報を入手できないことが想定されることから、開示対象特別目的会社に係る開示項目は、連結財務諸表の注記事項としてではなく、連結財務諸表外の情報として開示することも検討する必要があるのではないか。
(対応案) については開示項目が限定的となるよう修正を行い、については必要な情報が入手できない状況の確認等を踏まえ、対応案を検討することでどうか。
- ・ 開示対象特別目的会社は、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一」には当たると判定されるが、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三」に当たると判定されたため、出資者等の子会社に該当しないと推定された会社であるということをも明記すべきであり、参考(開示例)においても、この判断の過程を明記すべきではないか。
(対応案) 現状、開示対象特別目的会社の範囲については様々な意見や見方があり、本適用指針では、その範囲を具体的に定めるのではなく、当面の対応として、現行の取扱いに基づき開示対象特別目的会社に係る開示を行うこととしているが、コメントにある判断の過程が明確になるよう修正することでどうか。
- ・ 開示対象特別目的会社の開示に関する基礎データの入手、その確認や整理等に時間を要することから、適用時期等について一定の配慮が必要ではないか。
(対応案) 平成19年4月1日以後開始する連結会計年度を構成する中間連結会計期間については適用しないことができるという経過措置を入れるかどうか。また、この場合には、その旨及び理由を注記することを求めているかどうか。

なお、本件に関し、委員等からの質問や指摘はなかった。

以上